令和７年度弥富市第三子以降３歳未満児保育料無料化等適用申請書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

保護者	住所	弥富市		
	氏名		連絡先	－　　－

扶養している児童	氏　　名	続柄	生年月日	同居別居	監護の有無	学校名等 学年
		子	年　月　日	同・別	有・無	
		子	年　月　日	同・別	有・無	
		子	年　月　日	同・別	有・無	
		子	年　月　日	同・別	有・無	
		子	年　月　日	同・別	有・無	

扶養している 18 歳未満の児童（年度の初日に満 18 歳に達していない児童も含む）を全てご記入ください。
詳細は、裏面をご覧ください。

監護・生計同一申立（監護する児童が別居している場合に記入してください。）

別　居　の　理　由

※添付書類

監護する児童が別居している場合は、仕送り明細など監護の事実を確認できる書類を提出してください。

上記の申請について、必要な保護者等の住民情報などを調査・照会・閲覧されることに同意します。

保護者　氏名

【留意事項】

（１） 保護者が 18 歳未満の児童を３人以上監護し、児童と生計を同じくする場合、出生の最も早いものから数えて３番目以降の３歳未満児に係る保育料（利用者負担徴収額）は、（２）の通りです。

（２） 第５階層の市町村民税所得割額が 57,700 円以上の世帯、第６階層及び第７階層の 97,000 円未満の世帯は無料、第７階層の市町村民税所得割額が 97,000 円以上から第 10 階層の市町村民税所得割額が 301,000 円未満の世帯は、利用者負担徴収額表の半額となります。

（３） 令和７年４月１日に満 18 歳に達していなければ、年度途中で 18 歳を迎えても 18 歳未満とみなします。

（４） 申請は年度ごとに必要となります。

（５） 他の制度で減免されている場合、対象外となります。

（６） 世帯員、就労状況等に変更があった場合は、速やかに届出をお願いします。

※以下は、市記載欄のため記入不要です。

判　定		備　考
４月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
５月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
６月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
７月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
８月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
９月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
10 月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
11 月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
１月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
２月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他
３月	☐ 対象	☐ 無料　☐ 半額
	☐ 対象外	☐ 同時入所（半額）　☐ 同時入所（無料）　☐ 新多子該当　☐ 階層該当外　☐ その他

〈お問い合わせ先〉
担　当　健康福祉部児童課　保育グループ
電　話　0567-65-1111　（内線 157）